

(様式3) 情報提供用シート 奥州市

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
8月3日	<p>1 地域医療の充実について</p> <p>1 市内の公立病院における医師確保を図ること。</p>	<p>公立病院については、感染症拡大時の対応における役割の重要性が改めて認識されている一方で、地方における医師の偏在が顕著となっており、さらに働き方改革による医師不足が懸念されており、現状の医療体制を維持することについて厳しさが増しています。</p> <p>また、胆江圏域の周産期医療の現状として、令和4年4月に胆江圏域内に唯一あった民間の分娩取扱施設がなくなり、市内の妊婦は、市外の地域周産期母子医療センターを頼らざるを得ない状況となっていますが、県南医療圏内の周産期医療を支える病院においても、医療スタッフが不足していると言われており、遠方で出産せざるを得ない妊婦の不安感や精神的、経済的負担が増大しております。</p> <p>つきましては、以上を鑑み、次の事項について要望いたします。</p> <p>1 市内の公立病院における医師確保を図ること。特に小児科医については常勤医師の確保を図ること。</p>	<p>医師の確保については、令和2年3月に「岩手県医師確保計画」を策定し、常勤医師全般の確保に向けて、関係大学への派遣要請や即戦力医師の招聘、奨学金養成医師の配置調整等に積極的に取り組んでいるところです。</p> <p>特に確保が困難な小児科の医師については、産科の医師とともに、平成30年度から産科医等を選択した養成医師が地域周産期母子医療センター等で勤務に専念できるよう配置特例を設けたほか、令和5年度からは、市町村医師養成事業に、産科、小児科、総合診療科に係る7名の地域枠を設置したところです。これらに加え、産科・小児科の即戦力医師の招聘等にも引き続き取り組んでいきます。(B)</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 1
8月3日	<p>1 地域医療の充実について</p> <p>2 医師派遣について、医療現</p>	<p>2 県立病院などの基幹病院から地域医療を担う市立病院などへの医師派遣について、長期間における派遣や救急、夜勤対応など、医療現場のニーズに応じた派遣体制とすること。</p>	<p>県では、令和2年3月に「岩手県医師確保計画」を策定し、医師確保の取組を進めており、3つの奨学金医師養成事業や自治医科大学医師養成事業で養成した医師について、地域の状況を踏まえて各病院等に配置しており、今年度は、国保まごころ病院の1名を含め、県内すべての二次保健医療圏の基幹病院等に計151名を配置したと</p>	県南広域振興局	医療局、保健福祉環境部	B : 1

	場のニーズに応じた派遣体制とすること		<p>ころです。</p> <p>県立病院から市町村への診療応援については、地域医療を支える医療機関の支援を目的に、医師が不在の診療所等で、医師が充足されるまでの間の暫定的な応援や救急患者等の措置に伴う緊急の応援などの場合に市町村からの要請に基づき実施しているところです。このうち、令和4年度における奥州市への診療応援件数は273件（前年度比67件増）と、近年増加傾向となっています。</p> <p>県立病院においても、医師不足の状況が続いており、大学医局からの医師の派遣要請や医師の配置など、医師確保の取組を行っているところですが、市町村への診療応援についても、引き続き必要な応援体制が確保されるよう取り組んでいきます。（B）</p>			
8月3日	<p>1 地域医療の充実について</p> <p>3 周産期母子医療センターにおける医療体制の充実を図るとともに、分娩リ</p>	<p>3 県南医療圏内の周産期母子医療センターにおける医療体制の充実を図るとともに、分娩リスクに応じた役割分担と、胆江圏域の実情を踏まえた妊産婦の円滑な受け入れを強化すること。</p>	<p>県ではこれまで、限られた医療資源のもとで、安心・安全な周産期医療を提供するため、国の指針を踏まえ、県内4つの周産期医療圏を設定し、周産期母子医療センター等の医療機関の機能分担と連携の下、分娩リスクに応じた適切な医療提供体制の整備を進めてきたところです。</p> <p>胆江圏域においては、令和3年度に、圏域内で唯一分娩を取り扱っていた医療機関の分娩取扱中止の意向を受け、「岩手中部・胆江・両磐周産期医療圏連絡会議」を開催し、妊産婦健診等を実施する地域の診療所と、分娩を行う医療機関が連携して、県南周産期医療圏内で安全・安心な出産ができる環境を確保していくことについて</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B：1

	<p>スクに 応じた 役割分 担と妊 産婦の 円滑な 受け入 れを強 化する こと。</p>		<p>確認したところでは、 また、次期保健医療計画の策定に向け、 妊産婦の受療動向や、医療資源の動向など を踏まえ、中長期的視点から質の高い安全 な周産期医療体制の検討を行っているところ であり、より安全・安心な妊娠・出産 ができる周産期医療の充実に努めていき ます。(B)</p>			
8月3日	<p>1 地域 医療の 充実について 4 交通費 や宿泊 費の支 援を維 持する とともに、 利便性 の向上 を図る こと。</p>	<p>4 二次保健医療圏外の医療施設で出産する妊婦に対する交通費や宿泊費の支援を維持するとともに、制度を活用する上での、利便性の向上を図ること。</p>	<p>分娩取扱医療機関の減少を背景に、妊産婦の通院に係る負担は増大していると考えられ、この負担軽減が大きな課題となっています。 このことから、県では、令和2年度からハイリスク妊産婦が健診又は分娩のために周産期母子医療センターへ通院若しくは入院又は近隣の宿泊施設に待機宿泊する際に要する経費を市町村と連携して支援しており、令和5年度からは対象をハイリスク妊産婦に限らず全ての妊産婦に拡充したところでは、 制度の継続や利便性の向上については、市町村における事業実施状況等を踏まえながら検討していきます。(B)</p>	<p>県南広 域振興 局</p>	<p>保健福 祉環境 部</p>	<p>B : 1</p>
8月3日	<p>1 地域 医療の 充実について 5 患者搬 送、医療 提供の</p>	<p>5 妊娠時の予期できない急変等に対し、早急かつ適切に対応するための患者搬送、医療提供の連携体制整備を進めること。</p>	<p>県では、周産期の救急搬送を円滑に行うため、岩手医科大学への委託により「周産期救急搬送コーディネーター事業」を実施しているほか、胎児の心拍などの情報をリアルタイムで搬送先の病院に送信するモバイル型妊婦胎児遠隔モニターを各周産期母子医療センターに導入しているところ</p>	<p>県南広 域振興 局</p>	<p>保健福 祉環境 部</p>	<p>B : 1</p>

	連携体制整備を進めること。		<p>るです。</p> <p>また、情報連携により搬送先での医療提供の迅速化を図るため、周産期医療情報ネットワーク「いーはとーぶ」の活用を進めるとともに、搬送を行う消防と受入先の医療機関との連携強化等を図るため、関係機関による、周産期の搬送に係る課題について協議・検討する場を設けるなど、より安全な周産期医療の充実に向けて取り組んでいきます。(B)</p>			
8月3日	<p>2 子育て世代の負担軽減について</p> <p>1 国において全国統一した医療費負担軽減制度を創設すること。</p>	<p>少子化対策のためには、希望する子ども数を持てる環境づくりが必要であると考えますが、特に若年層を中心に子育てにおける経済的負担は軽くないというのが現実であります。</p> <p>子どもの医療費助成は、全国の多くの自治体で制度化されており、子育ての負担軽減に大きな役割を果たしております。当市でも今年度から高校生以下を完全無償化としておりますが、自治体ごとに助成の内容が異なる実態であることから、全国どこでも同じ医療が受けられるよう保障すべきと考えます。</p> <p>また、保育料については、段階的に無償化が実施されてきておりますが、さらに保護者の負担を軽減すべきと考えます。</p> <p>さらに、小中学校の学校給食費は、県内でも町村を中心に完全無償化としている自治体がありますが、完全無償化には膨大な財源負担が必要となるため、規模が大きい自治体では実施が難しい状況となっております。自治体ごとの差違をなくし、全ての小中学生が無償で学校給食を食べられるように、国また</p>	<p>本県のみならず、全国的に支援の拡充が進む中、子ども医療費助成については、全国の自治体から、全国一律の制度の創設が強く求められており、これまでも国に対し、全国知事会としても、全国一律の制度を創設するよう要望してきたところですが、今後も粘り強く国に対し働きかけを行っていきます。(A)</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	A : 1

		<p>は県が補償すべきと考えます。</p> <p>つきましては、以上を鑑み、次の事項について要望いたします。</p> <p>1 長期的に安定した制度とするべく、国において全国統一した医療費負担軽減制度を創設すること。</p>				
8月3日	<p>2 子育て世代の負担軽減について</p> <p>2 国として0～2歳児の保育料完全無償を早期に実施すること</p>	<p>2 子育て世帯の負担軽減及び出産・子育てに向けた動機づけのため、国として0～2歳児の保育料完全無償化を早期に実施すること。</p>	<p>県では、本年度から新たに市町村と連携して第2子以降の3歳未満児を対象とした保育料無償化事業を実施しているところですが、幼児教育・保育の無償化は、自治体ごとの財政力に応じて地域間格差が生じることがないよう同様の水準で行われることが重要であることから、3歳未満児を含む完全無償化を早期に実現するよう、国に要望しています。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B : 1</p>
8月3日	<p>2 子育て世代の負担軽減について</p> <p>3 国として小中学生の学校給食費完全無償</p>	<p>3 自治体による差をなくし、全ての子育て世代の経済的負担軽減のため、国として小中学生の学校給食費完全無償化を早期に実施すること。</p>	<p>給食費については、県内各市町村が交付金等を活用して、保護者負担の軽減に取り組んでいるところですが、居住している地域により、家庭の負担に差が生じることがないようにすることが必要と考えております。</p> <p>学校給食費の無償化については、現在、国において、こども未来戦略方針に従い、学校給食の実態調査を行っているところであり、自治体など学校設置者による実施方法の違いや公平性、負担の在り方などを</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>県南教育事務所</p>	<p>B : 1</p>

	化を早期に実施すること		<p>整理し、検討が進められていくものと承知しているところです。</p> <p>本来、自治体ごとの財政力に応じて格差が生じることの無いよう同等の水準で行われるべきものでありますことから、引き続き国に対し働きかけていきます。(B)</p>			
8月3日	<p>3 I L C 実現に向けた取組について</p> <p>1 実現に向けた取組を確実に進めること</p>	<p>I L C に関しては、文部科学省による第2期有識者会議において、I L C 準備研究所段階への移行は「時期尚早」とまとめられたものの、「標準理論を超えた物理」の開拓につながることに期待されるヒッグス粒子の精密測定が持つ学術的意義については変わらず評価されたところです。</p> <p>現在、I L C の実現に向けては、I L C 国際推進チーム (I D T) において、国際協働による研究開発や政府間協議に向けた取組が進められている状況にあります。</p> <p>当市では、「第2次奥州市総合計画」において、I L C 誘致により生み出される成果・効果が様々な分野へ波及して社会に貢献することを期待し、めざすべき都市像を実現する2つの戦略プロジェクトの1つに「I L C プロジェクト」を掲げ、まちづくりを進めているところです。</p> <p>I L C が実現すれば、基礎科学の研究が飛躍的に発展するとともに、世界最先端の研究を行う人材が定着し、この地に国際科学技術イノベーション拠点形成され、日本が世界に大きく貢献することができるだけでなく、国際協働による取組や運営は、国家安全保障面での平和構築活動にもつながります。</p> <p>つきましては、以上を鑑み、次の事項につ</p>	<p>国際リニアコライダー (I L C) は、我が国が標榜する科学技術立国の実現など、我が国の成長戦略に貢献する極めて重要な計画であり、I L C の東北への建設は、国際研究都市の形成や関連産業の集積等が期待されており、世界に開かれた地方創生や東日本大震災からの創造的復興につながるものであることから、これまでもその実現に向けて、県内はもとより、東北 I L C 推進協議会など多くの関係団体等と連携しながら東北一丸となって様々な活動を推進してきたところです。</p> <p>現在、I L C 国際推進チームにおいて、国際協働による研究開発や政府間協議に向けた取組が進められているところであり、県ではこうした取組が加速するよう、令和5年6月の「令和6年度政府予算等に関する提言・要望」に続き、11月にも国に対し以下の事項について要望を行いました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国際協働による加速器の研究開発が着実に進むよう、必要な予算を確実に確保すること 2 関係省庁が連携して取り組む国家プロジェクトとして位置づけ、政府全体で誘致を推進すること 	県南広域振興局	経営企画部	B : 1

		<p>いて要望いたします。</p> <p>1 I L C について日本政府が主導すべき国際プロジェクトとして位置づけ、国際的な議論を推進するなど、実現に向けた取組を確実に進めること。</p>	<p>3 日本政府が主導し、国際的な議論を推進すること</p> <p>令和6年度の政府予算案においては、国際協働による研究開発を継続して推進するための予算が盛り込まれたところであり、今後も関係団体等と連携を図りながら、引き続き国へ働きかけていきます。(B)</p>			
8月3日	<p>3 I L C 実現に向けた取組について</p> <p>2 受入環境整備等県全域の課題解決に向けた取組のほか、さらなる機運醸成に向けた普及啓発、情報発信をより一層強化すること</p>	<p>2 受入環境整備等県全域の課題解決に向けた取組を強力に推進するほか、県内はもとより国内でのさらなる機運醸成に向けた普及啓発、情報発信をより一層強化すること。</p>	<p>受入環境整備等の課題解決に向けた取組については、令和元年に策定した「I L C による地域振興ビジョン」に基づき、外国人研究者等の受入準備、関連産業の振興や人材育成等の取組を進めています。</p> <p>また、貴市及び本県を含む関係自治体、大学等で構成する東北 I L C 事業推進センターにおいても、建設候補地周辺の道路等社会基盤や生活環境の整備方針など建設に必要な条件整備等について、実務レベルでの調査検討等を進めています。</p> <p>機運醸成に向けては、岩手県国際リニアコライダー推進協議会、東北 I L C 推進協議会など、県内外の推進団体等と連携し、講演会や県内外のイベント機会を捉えた P R 活動等により、I L C の有する多様な意義や価値を広く発信するなど、国民・県民理解の増進に取り組んでいます。</p> <p>今後も引き続き県内市町村をはじめ、県内外の推進団体等と連携を図りながら、I L C の実現に向けた取組を推進していきます。(B)</p>	県南広域振興局	経営企画部	B : 1

	と					
8月3日	<p>4 持続可能な地域公共交通の維持について</p> <p>1 これからの地方都市における地域公共交通ネットワークを県が中心となって構築すること</p>	<p>広大な県土を有する本県においては、日常的な通学、通院、買物等であっても広域の移動を伴うことが多く、特に高齢者人口比率の高い地域においては、広域的なバス路線の維持・確保が重要となっています。</p> <p>一方で、コロナ禍による他業種への人材流出等の影響もあり、県内では公共交通の運転士不足は深刻な状況となっており、公共交通事業者は運転士確保のため様々な取組を実施しておりますが、必要な人員の確保も困難な状況となっています。</p> <p>当市では、今次バス交通計画において、タクシー事業者及び地域のボランティアの協力を得て地区内交通を導入しておりますが、バス路線と同様、運転士不足は喫緊の課題であり、このままでは広域路線のみならず市域内の公共交通ネットワークの維持すら困難を来す状況が危惧されます。市民が住み慣れた場所で生活できるよう、地域の公共交通が立ち行かなくなる前に、これからの地方都市における持続可能な公共交通ネットワークの構築が必要であると考えます。</p> <p>つきましては、以上を鑑み、次の事項について要望いたします。</p> <p>1 人口減少と少子高齢化の影響を大きく受ける地方都市においても、市民が必要最低限の公共交通による移動手段を確保し続けられるよう、公共交通事業者に限らず、共助型地区内交通の導入など、多様な運行主体が関わるこれからの地方都市における地域公共交通ネットワークモデル</p>	<p>人口減少や運転士不足等により、既存の公共交通の維持が困難となっている現状においては、バス事業者の自主路線のみならず、市町村によるコミュニティバスやデマンド交通、自家用有償旅客運送による地域内の共助による交通手段確保など、複数の交通モードを適切に組み合わせた地域公共交通ネットワークを構築することが重要と認識しているところです。地域内交通を含めたネットワークの構築に当たっては、地域の実情に応じて最適な交通モードを組み合わせる必要があることから、地域事情に精通した市町村と連携して地域ごと等で検討を進めていくことが必要と認識しています。</p> <p>このことから、県では、市町村からの要請に応じ、地域公共交通の再編等について助言を行う有識者の派遣や、市町村の行う地域内交通の実証運行等に対する支援を行っているところであり、県内外の取組事例を国と連携して紹介するなど、引き続き市町村の検討及び取組を支援していきます。(B)</p>	県南広域振興局	経営企画部	B : 1

		を県が中心となって構築すること。				
8月3日	4 持続可能な地域公共交通の維持について 2 ネットワークモデルの構築に際し、国の現行制度の規定が支障となる場合は、当該制度の是正について、国に対し働きかけること	2 上記ネットワークモデルの構築に際し、国の現行制度の規定が支障となる場合は、当該制度の是正について、国に対し働きかけること。	県・市町村・事業者等で連携して地域公共交通ネットワークの構築を進めるに当たって、国の現行制度の改正が必要となる場合は、国に働きかけを行うなど、適時適切に対応していきます。(B)	県南広域振興局	経営企画部	B : 1
8月3日	4 持続可能な地域公共交通の維持	3 AIオンデマンド交通や自動運転バス等デジタル技術の導入及び運行に対する補助制度の拡充について、国に対し働きかけること。 4 デジタル技術を活用した地域公共交通	3 県は、令和6年度政府予算提言・要望等において、MaaSやICカード対応システム、バスロケーションシステム等のデジタル技術の導入に対する支援の拡充などを要望したところであり、今後も引	県南広域振興局	経営企画部	B : 2

<p>について</p> <p>3 デジタル技術の導入及び運行に対する補助制度の拡充について、国に対し働きかけること</p> <p>4 デジタル技術を活用した地域公共交通の運行に対して、継続的に長期的な県単独の補助制度を創設すること</p>	<p>の運行に対して、継続的並びに長期的な県単独の補助制度を創設すること。</p>	<p>き続き、国に対して働きかけを行っていきます。</p> <p>また、A I オンデマンド交通や自動運転バス等については、デジタル田園都市国家構想交付金や、交通D X・G Xによる経営改善支援事業等による支援が行われているところであり、県では、県内の市町村や事業者における活用可能性や活用状況を注視するとともに、必要に応じて制度の拡充について国に働きかけていきます。(B)</p> <p>4 県では、市町村によるデマンド交通等の実証運行等を支援する地域公共交通活性化推進事業費補助において、運行システムの構築に必要な経費等を補助対象としているところです。</p> <p>また、今年度新たに県民の広域移動を支える一定の要件を満たす代替交通を市町村が確保する場合に、費用の一部を支援する人口減少対策路線確保事業を創設したところであり、A Iを活用したデマンド交通等へ再編した場合も補助対象としているところです。</p> <p>なお、デジタル技術の活用は、今後、地域公共交通における運転士不足等の解消に資する可能性があることから、他地域の先進事例を分析しながら、引き続き事業者や市町村と連携し、持続可能な公共交通の維持確保に取り組んでいきます。(B)</p>			
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--

8月3日	<p>5 広域的な公共交通の維持対策について</p> <p>1 運行事業者の事業継続のための財政的支援について、国に対し働きかけること</p>	<p>当市では、第3次奥州市バス交通計画に基づき、「長期的に持続可能な公共交通ネットワーク」の実現に向け、行政と事業者が連携して、都市拠点間及び近隣市町とを結ぶ幹線バス路線維持と利用促進に取り組んでいるところであります。</p> <p>一方で、モータリゼーション、高齢化及び人口減少等の進行に伴い、バス利用者は年々減少傾向にあり、路線維持には財政的援助が不可欠な状況となっています。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、バス利用者が著しく減少したことにより、運行事業者の経営状況は急激に悪化しております。加えて、深刻な運転士不足もあり、バス路線の維持・確保に大きな影響を与えております。</p> <p>そのような中、県単補助事業であります「地域バス交通等支援事業費補助金」については、「平均乗車密度が4人以上」の要件を適用しない特例措置を講じていただくなど、国庫補助事業に準じる形で特段のご配慮をいただいたところであります。</p> <p>しかしながら、特例措置（激変緩和措置）による補助要件の緩和は当分の間としており、当市の補助対象路線である生母線は平均乗車密度の要件を満たしていないことから、特例措置終了後は補助対象から外れることが懸念されます。</p> <p>また、本年4月に、運行事業者では運転士不足が続いていることを理由として通勤、通学など市民の足として主要な路線である「胆沢病院線」や「水沢金ヶ崎線」、「水沢前沢線」を減便し運行しております。今後も運行事業</p>	<p>県では、公共交通の維持確保に向け、国に対し、国庫補助の補助要件等の緩和や、補助上限額の拡大、「当分の間」とされている激変緩和措置の継続に加え、バス運転士の確保のための支援策の実施などの財政的支援の一層の強化を要望するとともに、コロナ禍により輸送需要が大幅に減少しているバス事業者が、安全かつ安定した運行を確保できるよう、経営上の財政支援を講じるよう要望しており、今後も引き続き、国に対し働きかけを行っていきます。</p> <p>(B)</p>	県南広域振興局	経営企画部	B : 1
------	-------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------	-------	-------

		<p>者の経営状況により減便や路線の廃線が懸念される中、地域公共交通の維持確保を図るためには、運行事業者の将来的な経営計画や路線維持の方針を確認した上での財政的な支援が必要であると考えております。</p> <p>つきましては、以上を鑑み、次の事項について要望いたします。</p> <p>1 運行事業者の事業継続のための財政的支援について、国に対し働きかけること。</p>				
8月3日	<p>5 広域的な公共交通の維持対策について</p> <p>2 県が中心となり経営計画や路線維持の方針を把握し、共有をした上で、県及び関係市町村が協力し、支援する体制を構築</p>	<p>2 県が中心となり運行事業者の将来的な経営計画や路線維持の方針を把握し、関係市町村と情報共有をした上で、県及び関係市町村が協力し、支援する体制を構築すること。</p>	<p>経営状況については、県もバス路線の補助を行っている市町村と同様にバス事業者から情報提供を受けており、引き続き必要な情報提供を求めています。</p> <p>また、バス路線活性化検討会において、路線ごとの収支状況や今後の見通しについて、関係者間で共有してきたところです。</p> <p>将来的に路線を維持するかどうかの方針を求めることは、バス事業者に路線廃止を容認しているような印象を与えかねず、他路線への影響も懸念されるところです。</p> <p>一方、住民にとって必要な地域公共交通を維持するためには、減便や路線廃止の予定や、そこに至る原因等を事前に把握しておく必要があることから、バス事業者に対し、自治体の予算要求時期や地域住民への周知時間等も踏まえ、早期に必要な情報提供を行うよう、引き続き求めています。</p> <p>加えて、事業者の経営状況や、社会情勢を踏まえ、引き続き、地域内公共交通構築検討会において、県と市町村で連携を図りながら、協調補助である県単補助制度の在</p>	県南広域振興局	経営企画部	B : 1

	すること		り方をはじめ、乗合バス事業者への支援の在り方を検討していきます。(B)			
8月3日	6 県南地域における新たな工業高校の設置について 1 地域住民、関係団体等に対する迅速かつ丁寧な検討過程の説明を行うこと	<p>令和3年5月に策定された「新たな県立高等学校再編計画後期計画」において、水沢工業高校と一関工業高校の統合による県南地域への大規模な工業高校が新設されることとなりました。</p> <p>県教育委員会が掲げる「時代に対応した新しい学びの創設も検討しながら、産業人材のニーズに幅広く対応できる工業教育の充実」という統合校の設置理念については、本市及び胆江地区の関係団体においても尊重するものであり、今後、自動車や半導体を中心とした企業の集積が進む一方、歴史ある伝統産業が色濃く息づく当地区において、企業のニーズに即した未来を拓く人材の育成について、より一層の推進を期待しているところです。</p> <p>一方、胆江ブロックにおける高校進学時の転入・転出は、転出が転入を大きく上回る状況が続いており、地元高等学校への進学率を高めることが課題となっております。</p> <p>令和7年度以降に予定される新設校の設置に向けて、校舎の設置場所、校名、学科構成などの詳細について、今後、外部有識者等で構成する委員会の設置により検討されていくとのことですが、その検討にあたっては、地域の未来を担う子どもたちの視点を最優先いただき、次の事項について、ご配慮いただきますよう要望いたします。</p> <p>1 地域住民、関係団体等に対する迅速かつ丁寧な検討過程の説明を行うこと。</p>	<p>県南地域における工業高校の新設は、盛岡工業高校、黒沢尻工業高校と並ぶ工業教育の基幹となる学校の整備を目的としており、学校規模の拡大により、現在設置している学科の特色ある学びを確保するとともに、時代に対応したITやIoT、AI等に関連する新しい学びの創設も検討しながら、工業教育の充実を図ることとしています。</p> <p>これにより、本県に集積するものづくり産業等の幅広いニーズへ対応した人材育成とともに、専門分野の深い学びを希望する生徒に対して学びの選択肢を確保し、生徒の多様な進路希望の実現に向けた対応を図りたいと考えています。</p> <p>県教育委員会としては、新たな工業高校の設置等の詳細について、外部有識者等で構成される会議体を設置して意見を伺い、その意見等を踏まえながら、後期計画の基本的な考え方に基づき、地域の産業を支える人材の育成や、生徒の進路希望を実現できる教育環境の整備に向けて、慎重に検討していきたいと考えています。</p> <p>また、新設校の設置に係る決定事項の公表に際しては、検討過程の透明性への配慮にも努めていきたいと考えています。(B)</p>	県南広域振興局	県南教育事務所	B : 1

8月3日	<p>6 県南地域における新たな工業高校の設置について</p> <p>2 地元産業の将来を担う人材育成に対応した学科構成とし、通学の利便性を重視した設置場所とする</p>	<p>2 伝承技術から最新技術の習得まで高次元な学習環境とするなど、地元産業の将来を担う人材育成に対応した学科構成とするとともに、通学の利便性を重視した設置場所とすること。</p>	<p>県南地域における工業高校の新設は、盛岡工業高校、黒沢尻工業高校と並ぶ工業教育の基幹となる学校の整備を目的としており、学校規模の拡大により、現在設置している学科の特色ある学びを確保するとともに、時代に対応したITやIoT、AI等に関連する新しい学びの創設も検討しながら、工業教育の充実を図ることとしています。</p> <p>これにより、本県に集積するものづくり産業等の幅広いニーズへ対応した人材育成とともに、専門分野の深い学びを希望する生徒に対して学びの選択肢を確保し、生徒の多様な進路希望の実現に向けた対応を図りたいと考えています。</p> <p>県教育委員会としては、新たな工業高校の立地候補地の選定等に向け、外部有識者等で構成される会議体を設置して意見を伺い、その意見等を踏まえながら、胆江・両磐の両ブロックから通学する生徒の利便性の確保、地域の産業を支える人材の育成、及び充実した教育活動ができる環境の整備等の観点から、慎重に検討していきたいと考えています。(A)</p>	県南広域振興局	県南教育事務所	A : 1
8月3日	<p>7 J R 東北本線の利便性向上について</p>	<p>岩手県南地域においては、北上川流域を中心とした自動車や半導体産業の集積が進んでいます。</p> <p>岩手県が策定した「いわて県民計画」では、県央広域振興圏と県南広域振興圏にまたがる北上川流域において、この産業集積の強みを生かした「北上川バレープロジェクト」を展開することとしており、更なる産業の高度</p>	<p>鉄道路線については、地域の意向をダイヤ編成等に反映するとともに、地域のまちづくりとの連携等を通じ、利用者の利便性向上と交通結節点としての機能強化を図ることが重要であると考えています。</p> <p>また、Suicaの利用エリアについては、盛岡ー北上間まで拡大されたところであり、六原ー前沢間も繋がることで、利便</p>	県南広域振興局	経営企画部	B : 1

		<p>化や生活環境の充実を目指しています。</p> <p>しかしながら、県内公共交通の基幹である J R 東北本線の北上駅・一ノ関駅間の運行は、盛岡駅・北上駅間の平均 30 分に 1 本間隔に対し、1 時間に 1 本間隔となっております。また、交通系 I C カード S u i c a の北東北地方への導入計画では、J R 東北本線においては盛岡駅・北上駅間のみ整備されるものとなっております、同じ路線を走る列車の利用者間で、利便性やサービスの質に大きな格差が生じることになります。</p> <p>令和元年 12 月に、県、県南広域振興局管内市町及び商工会議所等による「J R 線県南地域利用促進協議会」が発足しておりますが、この地域において更なる産業集積と人材の育成・確保を図るためには、まず J R 東北本線の利便性向上が必要であると考えます。</p> <p>つきましては、次の事項について、関係者が一体となって J R 東日本に働き掛けていただきますよう要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 J R 東北本線の北上駅から一ノ関駅までの運行本数を増加すること。 2 交通系 I C カード S u i c a 導入エリアを拡大すること 	<p>性が大きく向上すると認識しているところです。</p> <p>J R 線については、毎年度、市町村等の J R 線に係る要望を県が取りまとめ、J R 東日本盛岡支社に対して運行ダイヤの見直しや I C カード (S u i c a) の導入等を要望しており、今後も地域の意向が運行ダイヤ等に反映されるよう取り組んでいきます。(B)</p>			
8月3日	8 (仮称)新金ケ崎大橋の新設をはじめとした「北上金ケ	<p>江刺中核工業団地、北上南部工業団地、岩手中部工業団地を有する奥州・北上・金ケ崎地域は、自動車関連産業や半導体産業等の集積が進んでおり、それを支える多くの部品工場のほか、食品、製紙会社など、港湾利用が想定される企業が多数進出していることから、今後の港湾・物流戦略においても釜石港及び大船渡港など太平洋側に向かうルート</p>	<p>港湾の更なる利用促進や産業振興のためには、インターチェンジへのアクセス向上が重要であると認識しており、東北横断自動車道釜石花巻間の全線開通後の物流の変化や周辺の開発動向、要望区間の交通状況などを見極めながら、北上・金ケ崎地域から江刺田瀬インターチェンジへのアクセスの在り方について検討していきま</p>	県南広域振興局	土木部	C : 1

	<p>崎パシフィックルート」の整備について</p>	<p>の充実が求められています。</p> <p>また、奥州市江刺地域と金ケ崎町を結ぶ一般県道江刺金ケ崎線金ケ崎橋は、生活、産業、経済に重要な役割を果たしていますが、現在の金ケ崎橋は、昭和36年の供用開始以来60年近くが経過し、老朽化が進んでおり、幅員も狭く歩道も無いことから、大型車両のすれ違いや、歩行者や自転車の通行が極めて危険な状態です。更に、橋から金ケ崎町側は国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されていることから、拡幅等が制限されている状況にあります。</p> <p>このことから、(仮称)新金ケ崎大橋の新設、所要時間短縮のためのバイパス整備や狭小区間の拡幅等を行い、釜石港及び大船渡港等の太平洋側への物流を支える産業拠点道路としての機能向上を図ることについて要望いたします。</p> <p>なお、令和5年1月19日に北上市、奥州市、金ケ崎町の2市1町による「北上金ケ崎パシフィックルート整備促進期成同盟会」を設立しており、今後、関係自治体での連携のもと、事業化に向けた要望活動を展開してまいります。</p>	<p>す。(C)</p>			
8月3日	9 東北横断自動車道釜石秋田線北上JCT江刺田瀬IC間	<p>東北横断自動車道釜石秋田線は、平成31年3月に全線開通し、太平洋側と日本海側の人流、物流を担う社会基盤として重要性が高まっております。近年、北上市以南の岩手県内陸南部地域には、北東北3県を配送エリアとした物流企業の進出が続いているほか、東北横断自動車道釜石秋田線の沿線地域では新たな企業立地や工場の増設が続き、企業活動</p>	<p>東北横断自動車道釜石秋田線のうち江刺田瀬ICから花巻JCTまでの区間は、現在、暫定2車線となっておりますが、都市計画決定や用地取得は4車線幅で行われ、一部の構造物は4車線を前提に完成していることから、今後見込まれる4車線化事業と要望ルートとの関係を整理する必要があります。</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C:1</p>

	直線化整備について	<p>が一層活性化しております。</p> <p>しかしながら、現状、当該路線は北上 JCT から花巻 JCT まで大きく迂回するルートのため、秋田及び仙台方面から釜石方面に向かう場合、移動時間のロスが生じており、釜石港や大船渡港発着のコンテナ輸送や北上市への救急搬送の大きな課題となっております。</p> <p>北上 JCT から江刺田瀬 IC 間を直線的に接続することで、走行距離が大きく短縮され、円滑な物流ルートの確保や救急搬送時間の短縮、広域観光の拡大などの効果が期待できます。</p> <p>このことから、令和 4 年度に北上、大船渡、遠野、釜石、奥州、西和賀、金ヶ崎、住田並びに、秋田県の秋田、横手、大仙の 11 市町による「東北横断自動車道釜石秋田線北上 JCT 江刺田瀬 IC 間整備促進期成同盟会」を設立したところです。</p> <p>つきましては、今後、事業化に向けて要望活動を展開するにあたり、岩手県新広域道路交通ビジョン並びに岩手県新広域道路交通計画（広域道路ネットワーク）への位置付けについて要望いたします。</p>	<p>また、県では国道 107 号の整備を進めてきており、同盟会が考える新たな高規格道路を整備する必要性や重要性について慎重に検証する必要があることから、まずは、物流の変化や周辺の開発動向、交通状況などを注視していきます。（C）</p>			
8月3日	10 「平泉の文化遺産」の世界遺産拡張登録の推進について	<p>「平泉の文化遺産」は、平成 23 年に中心的な 5 資産が世界遺産に登録されました。世界遺産登録資産候補であった平泉町・一関市・奥州市に所在する 5 資産については、拡張登録を目指すという関係県市町の合意のもとに、平成 23 年から関係県市町と取り組みを進めて参りましたが、平成 29 年度の文化庁への推薦書提出については合意に至ら</p>	<p>「平泉の文化遺産」の世界遺産拡張登録については、令和 5 年 8 月の県と関係 3 市町の申合せにより、資産の価値向上及び将来的な拡張登録を目的とし、調査研究などの取組及び支援を継続することとしています。</p> <p>県としては、関係市町が実施する調査研究について、引き続き、専門的・技術的な</p>	県南広域振興局	経営企画部	B : 1

		<p>なかったため、平成 30 年度以降も取り組みを継続しているところです。</p> <p>つきましては、拡張登録の取組は、平泉町・一関市・奥州市の 2 市 1 町にまたがるものであることから、より一層のご指導、ご支援について要望いたします。</p>	<p>支援を行っていくとともに、同年 11 月に施行した「ひらいずみ遺産保存活用推進要綱」に基づき、世界遺産及び関連資産に係る一体的な保存管理、調査研究、活用及び発信に取り組んでいきます。(B)</p>			
8月3日	<p>11 工業団地等への企業誘致の促進及び既存企業の支援について</p> <p>1 企業立地に対する補助、減税等の優遇制度を拡充並びに市町村による工業団地整備への支援策を講ずること</p>	<p>当市では、県が戦略産業に位置付ける自動車、半導体等を中心に企業誘致を積極的に推進しており、令和元年度をもって整備済の工業団地が全て完売になるなど、県をはじめとする関係機関等の御協力のもと一定の成果を上げていくところです。このことから、令和 5 年度中の分譲開始を目途として、江刺袖山地区に新工業団地『フロンティアパークⅡ』の整備を進めております。</p> <p>自動車関連産業においては、今後も岩手県南、宮城県北地域へのコンパクトカーの開発・生産拠点化が促進されることが見込まれ、半導体関連産業においては、国際情勢を踏まえたサプライチェーン再構築やBCP見直しの流れを受けた製造拠点の国内回帰や、web3.0、EVシフト、メタヴァース、AI・IoT等の情報通信技術の進展による半導体需要の増加を背景に、今後も半導体製造装置関連産業の成長が見込まれることから、これら関連企業の進出や積極的な設備投資等が期待され、大きなサプライチェーンを有する裾野の広い産業でもあり、県内への関連企業の立地や経済波及効果が期待できることから、全県的に積極的な誘致施策を講ずる必要があるものと考えています。</p> <p>また、誘致の際の初期投資に対する支援の</p>	<p>北上川流域においては、自動車・半導体関連産業を中心に産業集積が一層加速しており、今後も関連企業の進出を促すとともに、雇用創出や地場企業との取引拡大等、その波及効果を県内全域に展開させることが重要であると認識しているところです。</p> <p>県では、本社機能の移転・拡充と併せて工場等を増設する場合に活用できる、企業立地促進奨励事業費補助金などをPRしながら、企業誘致に取り組んでいるところです。</p> <p>企業誘致に係る補助、税減免等の優遇措置については、全県的な視点に立ち、限られた財源の効果的な活用を前提としつつ、他県との競争力の比較、業界や産業の動向、地域の事情等を勘案して、より良い方策を検討していきます。</p> <p>また、産業用地の整備には多額の費用を要することから、県では国に対して、産業用地の整備に対する支援を行うよう要望したところであり、引き続き、国に働きかけていきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B : 1</p>

		<p>ほか、誘致後の支援策の充実も必要です。現在、岩手県企業局で供給している安価で良質な工業用水は、供給先の北上市や金ケ崎町の工業団地で操業する企業にとって大きな力となっており、他の県内主要工業団地への供給拡大が強く望まれるところです。膨大な整備費、維持管理費等の予算が必要となることから、その早急な実現は難しいものと思料されますが、域外への既存企業の移転を留めるためには、企業が継続して操業するための条件整備、特にも工業用水の安定的な供給が、とりわけ重要な要素となっています。</p> <p>つきましては、以上を鑑み、次の事項について要望いたします。</p> <p>1 さらに企業の立地、設備投資等を促進させるとともに、一刻も早い震災復興、若年層の地元への定着、県内の経済活動の活性化等を図るため、企業立地に対する補助、減税等の優遇制度を拡充並びに市町村による工業団地整備への支援策を講ずること。</p>				
8月3日	<p>11 工業団地等への企業誘致の促進及び既存企業の支援について</p> <p>2 工業用</p>	<p>2 県営工業用水の供給区域の拡大が実現するまでの間、一定の条件を満たす県内企業に対し県営工業用水道事業と同様の条件で用水を供給できるよう、工業用水補助、助成等の制度を創設すること。</p>	<p>更なる産業の集積や雇用創出による地域経済の活性化を図る上で、企業誘致の果たす役割は極めて大きく、用水の供給を含め基盤整備の重要性については県としても認識しているところです。</p> <p>上水道等を活用する企業に対する助成は、企業誘致のインセンティブとして一定の効果が期待できますが、県内では上下水道等を利用している企業が圧倒的に多いため、限られた財源の中で全県をカバーすることが可能な支援制度を設けることは</p>	県南広域振興局	経営企画部	D : 1

	水補助、助成等の制度を創設すること		難しいものと考えています。 県としては、人材や電力の確保、カーボンニュートラルへの対応等、企業活動を行う上での様々な課題やコストについて全県的な視点で支援していきます。(D)			
8月3日	12 一般県道玉里梁川線のバイパス整備促進について	釜石自動車道江刺田瀬インターチェンジや国道107号梁川口内トンネルの開通に伴い、一般県道玉里梁川線の交通量が増加しており、江刺地域へ通じる梁川館下地内は一車線と幅員が狭く、車両の往来に不便を来しているとともに、歩行スペースも十分に確保されていないことから、歩行者を巻き込んだ事故も危惧されています。 このことから、現道の2次改良を行うことは両側に商店や住居が連担しているため難しい状況であることなどから、国道107号から一般県道玉里梁川線へ接続する新規道路(バイパス)の整備を要望しておりましたが、平成31年3月に策定された岩手県道路事業実施計画に搭載していただいたことについて、誠に感謝申し上げます。 つきましては、釜石自動車道江刺田瀬インターチェンジと江刺工業団地を経て奥州市の市街地や金ヶ崎工業団地に通じる道路網の早期開通について要望いたします。	一般県道玉里梁川線のバイパス整備については、令和元年度に「梁川工区」として事業化し、令和5年度は用地調査、用地補償を進めるとともに、工事に着手したところです。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A)	県南広域振興局	土木部	A : 1
8月3日	13 県管理河川の河道整備について 1 人首川	市内の岩手県管理河川については、築堤、護岸工事等により河道の整備が図られてきたところですが、年月の経過による河床への土砂等の堆積及び草木の繁茂が各所に見られています。 平成28年8月の台風10号による災害や、	人首川については、平成25年度から令和2年度まで玉里大橋の上下流部などの堆積土砂を撤去したところです。令和4年度からは次丸大橋下流において河川改修工事に併せて堆積土砂の撤去も実施しているところであり、令和5年度も引き続き	県南広域振興局	土木部	A : 1

		<p>令和元年 10 月の台風 19 号の集中豪雨による洪水や土砂崩れなど、異常気象ともいえる豪雨災害が全国各地で頻発しており、また、本市においても平成 30 年 3 月に大雨と融雪による洪水で避難勧告を発するに至った事例が発生するなど、住民の不安は募る一方となっています。</p> <p>このことから、県管理河川の出水時の防災対策として浚渫、草木の撤去等河道の整備について要望いたします。</p> <p>特に、次の箇所の整備を推進されますよう要望いたします。</p> <p>1 人首川</p>	<p>実施しているところです。</p> <p>今後も河川の浚渫及び立木等の撤去については、河川巡視等により管内河川の状況把握をし、適切な河川の維持管理に努めていきます。(A)</p>			
8月3日	13 県管理河川の河道整備について 2 伊手川	2 伊手川	<p>伊手川については、平成 25 年度から令和 2 年度まで熊川頭首工下流部の支障木伐採、熊川橋下流部などの堆積土砂撤去を実施したところです。令和 4 年度は若神子橋下流の堆積土砂撤去を実施したところです。</p> <p>今後も河川の浚渫及び立木等の撤去については、河川巡視等により管内河川の状況把握をし、適切な河川の維持管理に努めていきます。(A)</p>	県南広域振興局	土木部	A : 1
8月3日	13 県管理河川の河道整備について 3 広瀬川	3 広瀬川	<p>広瀬川については、令和 3 年度に藤渡戸地区で河川改良に併せて堆積土砂撤去を実施したところであり、令和 5 年度は長根地区で河道掘削を実施しているところです。</p> <p>今後も河川の浚渫及び立木等の撤去については、河川巡視等により管内河川の状況把握をし、適切な河川の維持管理に努めていきます。(A)</p>	県南広域振興局	土木部	A : 1

8月3日	13 県管理河川の河道整備について 4 岩堰川	4 岩堰川	<p>岩堰川については、令和2年度、目呂木橋付近で立木等の除去を実施したところです。</p> <p>今後も河川の浚渫及び立木等の撤去については、河川巡視等により管内河川の状況把握をし、適切な河川の維持管理に努めていきます。(A)</p>	県南広域振興局	土木部	A : 1
8月3日	13 県管理河川の河道整備について 5 白鳥川	5 白鳥川	<p>白鳥川については令和2年度までに、櫓前橋下流から前野橋までの堆積土砂撤去を実施したところであり、令和5年度は櫓前地区で河道掘削を実施しているところです。</p> <p>今後も、河川の浚渫及び立木等の撤去については、河川巡視等により管内河川の状況把握をし、適切な河川の維持管理に努めていきます。(A)</p>	県南広域振興局	土木部	A : 1
8月3日	13 県管理河川の河道整備について 6 衣川	6 衣川	<p>衣川については、平成26,27年度に南又川合流点上流の堆積土砂及び支障木の伐採を実施したところです。</p> <p>今後も、河川の浚渫及び立木等の撤去については、河川巡視等により管内河川の状況把握をし、適切な河川の維持管理に努めていきます。(A)</p>	県南広域振興局	土木部	A : 1
8月3日	14 指導主事の派遣について	<p>当市における学校教育は、確かな学力の保障、不登校・いじめの防止、就学前教育及び特別支援教育の充実を4本柱に掲げ、教育指導の要点を策定し推進しています。</p> <p>確かな学力の保障においては、指導主事による意図的計画的な学校訪問指導及び諸調査の結果分析等に基づき、新学習指導要領に沿った「主体的・対話的で深い学び」を視点とした授業改善を図りながら、児童生徒が</p>	<p>指導主事の配置については、市町村間の配置の均衡を図る観点から、平成25年度において、全市町村に1人ずつ配置し、さらに学校数・学級数等が多い市町村には規模に応じて複数配置するよう見直しを行ったところです。</p> <p>奥州市については、令和5年度、引き続き3人の配置とじているところですが、令和6年度以降の配置については、</p>	県南広域振興局	県南教育事務所	B : 1

	<p>「わかる・できる」授業づくりを推進する必要があります。</p> <p>不登校・いじめの防止においては、指導主事による各学校の支援会議への参加や、個別の訪問により、児童生徒一人ひとりの具体的な支援・指導方法の検討を行っております。当市では、年々不登校児童生徒が増加傾向にあり、その要因も多岐に渡っていることから、今後さらに、指導主事が、学校全体が組織として機能できるよう支援することや、関係機関との連絡調整が求められる状況にあります。また、生徒指導困難事案も増加傾向にあることから、これまで以上に指導主事の学校への支援を強化していく必要があります。</p> <p>特別支援教育の充実については、担当指導主事を中心とし、各地域担当指導主事が各校における支援が必要な児童生徒の状況を把握し、一人ひとりの特性に基づいた支援が充実するための助言や、関係機関との連携を図っております。</p> <p>就学前教育については、指導主事が中心となり、研修会や園内研究会等の実施による教諭等の資質向上を図るとともに、アプローチカリキュラムとスタートカリキュラムを活用し、幼稚園、保育所及び小学校の円滑な連携と接続が図られるような教育活動を進めております。</p> <p>現在、市内の幼稚園6園、認定こども園3園、小中学校27校に対し、3名の派遣指導主事を配置していただき対応しておりますが、引き続き確かな学力の保障、不登校・いじめの防止、特別支援教育及び就学前教育の</p>	<p>児童生徒数や小中学校の統廃合の推移、国庫負担定数の措置状況を踏まえ、検討します。(B)</p>			
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------	--	--	--

		<p>充実に取り組む上で、現在の指導体制は欠かせない状況にあります。</p> <p>つきましては、指導体制の維持・充実のため、今後も指導主事3名の派遣について要望いたします。</p>				
8月3日	<p>15 小中学校の諸課題に対応する教員等専門職の配置及び増員について</p> <p>1 小学校英語専科教員の配置の増員</p>	<p>当市における学校教育は、児童生徒の確かな学力の保障、不登校・いじめの防止、特別支援教育の充実を重要な柱に掲げております。</p> <p>確かな学力の保障においては、英語の指導を得意とする英語専科教員の配置によって、外国語によるコミュニケーション、ALTの効果的な関わり、教員の負担軽減と他教科指導や校内研等の充実が図られています。</p> <p>不登校・いじめの防止においては、心の悩みに寄り添った細やかなカウンセリングと教職員への指導や助言ができるスクールカウンセラー、学校不応適や指導上の問題解決に専門的な知識を持って家庭や関係機関を繋ぐスクールソーシャルワーカーが、それぞれ力を発揮し問題の解決に大きく寄与していただいております。しかし、スクールソーシャルワーカーは市内に1名のみ配置となっており、更なる支援の充実のために複数名の配置が必要なところです。</p> <p>特別支援教育の充実においては、年々増加する特別支援学級、加えて通常学級でも特別に支援が必要となる生徒が少なくない中、個々への細やかな対応を可能とし、学習に集中できる落ち着いた環境を構築できる、特別支援教育に係る非常勤講師と通級指導加配が大きな効果を生んでいます。</p>	<p>英語専科加配は、平成30年度から、小学校英語教育の充実を目指し、小学校英語の専科教員を配置するものです。</p> <p>今年度、奥州市には、加配定数を活用して、昨年度と同数の4名の専科教員を8校に配置しています。</p> <p>専科教員の国の配置基準は、「英語の免許状を有する者」等で「週24時間以上の指導を担当すること」と定められており、県教育委員会では、この基準に従って配置しているところですが、1つの学校において上記基準を満たさない場合でも、複数の学校を兼務することで基準を満たす場合には、英語専科教員を配置することが可能です。</p> <p>今後も、質の高い授業の実施と担任の負担軽減のために、市町村の要望を踏まえながら英語専科教員の配置に努めていきます。(B)</p>	県南広域振興局	県南教育事務所	B : 1

		<p>つきましては、より充実した学校教育の実現と複雑化する教育現場の問題解決のため、次のとおり小中学校の諸課題に対応する教員等専門職の配置及び増員について要望いたします。</p> <p>1 小学校英語専科教員の配置の増員</p>				
8月3日	<p>15 小中学校の諸課題に対応する教員等専門職の配置及び増員について</p> <p>2 特別支援教育及び通級指導に係る加配の増員</p>	<p>2 特別支援教育及び通級指導に係る加配の増員</p>	<p>特別支援教育加配及び通級指導加配は、特別支援教育の充実を目指し、配置するものです。</p> <p>奥州市には、国の加配定数を活用して、小学校7校に9人と中学校2校に2人、合わせて9校に11人を、ことばやきこえ、LD等の通級指導加配として措置しています。</p> <p>さらに、県の加配定数を活用して、小学校5校と中学校2校、合わせて7校に7人を、特別支援教育加配として再任用教諭又は非常勤講師を措置しているところです。</p> <p>児童生徒への教育支援は、多様化の傾向を示しているところであり、学校の実態を踏まえつつ、市町村教育委員会と連携しながら必要な人員の配置に努めていきます。</p> <p>(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>県南教育事務所</p>	<p>B : 1</p>
8月3日	<p>15 小中学校の諸課題に対応する教員等専門職の配置及</p>	<p>3 スクールカウンセラーの配置の継続</p>	<p>スクールカウンセラーについては、文部科学省の方針を踏まえ、児童生徒の現状を把握しながら、全県的に中長期を見据えた支援と地域のニーズに合わせた配置に努めていきます。</p> <p>令和5年度は、県南教育事務所に、教育事務所管内を統括するエリア型カウンセラー2名を配置し対応時間を増やしてい</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>県南教育事務所</p>	<p>B : 1</p>

	<p>び増員について</p> <p>3 スクールカウンセラーの配置の継続</p>		<p>ます。</p> <p>今後も、国に対して「緊急スクールカウンセラー等活用事業」による支援を継続して要望していくとともに、各学校における教育相談体制の充実を目指し、人的配置の充実に努めていきます。(B)</p>			
8月3日	<p>15 小中学校の諸課題に対応する教員等専門職の配置及び増員について</p> <p>4 スクールソーシャルワーカーの配置の増員</p>	4 スクールソーシャルワーカーの配置の増員	<p>スクールソーシャルワーカーについては、文部科学省の方針を踏まえ、児童生徒の現状を把握しながら、全県的に中長期を見据えた支援と地域のニーズに合わせた配置に努めていきます。</p> <p>令和5年度は、県南教育事務所に、教育事務所管内を統括するエリア型スクールソーシャルワーカー1名と、訪問型スクールソーシャルワーカー1名の計2名を配置し、教育事務所の指導主事や在学青少年指導員、エリア型カウンセラーと情報共有するなど、教育相談体制の充実を図っていきます。</p> <p>今後も、国に対して「緊急スクールカウンセラー等活用事業」による支援を継続して要望していくとともに、各学校における教育相談体制の充実を目指し、人的配置の充実に努めていきます。(B)</p>	県南広域振興局	県南教育事務所	B : 1
8月3日	<p>15 小中学校の諸課題に対応する教</p>	5 養護教諭の複数配置の継続	<p>令和5年度において、奥州市内では国の複数配置の基準（児童数851人以上の小学校、生徒数801人以上の中学校）を満たしている学校はありませんが、児童生徒の心身の健康問題等にきめ細かく対応できる</p>	県南広域振興局	県南教育事務所	B : 1

	<p>員等専門職の配置及び増員について</p> <p>5 養護教諭の複数配置の継続</p>		<p>よう、小学校1校、中学校1校に養護教諭を複数配置しています。</p> <p>今後においても、国に対し、新たな定数改善計画の策定を早期に行うよう引き続き要望を継続するとともに、学校の状況等を把握しながら、複数配置が必要な学校へ加配措置ができるよう要望していきます。</p> <p>(B)</p>			
8月3日	<p>16 地方財政基盤の充実強化について</p> <p>1 臨時財政対策債の廃止と地方交付税の増額による十分な財政措置を講ずること</p>	<p>社会の成熟によって、人々の価値観やライフスタイルが変化し、市民のニーズも高度化、多様化してきている中、地方自治体においては、市町村合併によるスケールメリットを活かし、事務事業の見直しや職員数の削減などの行財政改革を進めることで、これらの行政需要に対応してきました。</p> <p>特にも、財政がひっ迫する中、6つの財政健全化重点項目を掲げ、収支均衡を目指した取り組みを進めてきたところです。</p> <p>まち・ひと・しごと創生法では、地域の実情に応じた施策を展開することが、人口減少問題に一定の歯止めをかけることが期待されていますが、地方自治体が「総合戦略」に基づくニーズをとらえた実効性のある各種施策を企画立案、実行するには、財源やICT・DXの更なる活用、各種規制緩和が必要不可欠であります。</p> <p>当市においても、人口減少、生産年齢人口の減少に相まって更に高齢化が進み、地域経済の規模縮小が見込まれている中において、社会保障関係経費、老朽化した公共施設等の</p>	<p>県においては、地方の税財源の確保・充実について、令和6年度政府予算提言・要望において、人口減少対策のほか、GXの推進、DXの推進、災害や新興感染症など様々なリスクに対応できる安全・安心な地域づくり等、各団体が地域の実情に応じ、自主的・主体的に課題解決に取り組むために必要な地方単独事業の財政需要を地方財政計画に適切に反映すること、地方交付税の総額を確保し財源調整機能等の維持・充実を図ること及び臨時財政対策債発行額を更に抑制し、地方財政の健全性を確保するため、地方交付税第6条の3第2項の規定に基づく国税の法定率の引き上げなどの一層の改善等を国に要望したところです。今後においても、地域の実情に応じた財政需要を地方財政計画に適切に反映するよう国に働きかけていきます。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B:1</p>

		<p>適切な管理に係る修繕・改修費等の大幅な増加や、脱炭素化への対応等からも、行政サービスの維持が困難となることが予想され、今後とも持続的に行政サービスを提供していくためには、安定的な財源の確保が不可欠となっています。</p> <p>つきましては、地方自治体の安定的な財政運営について、次のことを国に対して働きかけていただきますよう要望いたします。</p> <p>1 地方創生の実現に向けて、地方公共団体が自主性を発揮して施策を進められるよう、合併市町村の特殊な財政需要を遺漏なく地方財政計画に反映させ、臨時財政対策債の廃止と地方交付税の増額による十分な財政措置を講ずること。</p>				
8月3日	<p>16 地方財政基盤の充実強化について</p> <p>2 公共施設等総管理事業債の延長と合併市町村に対する交付税措置率増</p>	<p>2 合併特例債の発行期限は、東日本大震災の被災地市町村は合併後25年間（当市は令和12年度）まで延長されているが、学校等施設の統廃合や近年の資材・物価上昇などもあり、期間内で上限額に達する見込みとなっている。合併市町村特有の体育施設、文化施設が各地域に残っており施設の統廃合や長寿命化への経費が今後も生じることから、合併特例債の上限額の拡大及び令和8年までとなっている公共施設等総管理事業債の延長と合併市町村に対する交付税措置率増加への支援を講ずること。</p>	<p>合併市町村特有の財政運営上の課題に対しては、これまでも合併特例債のほか、普通交付税の合併算定替などの財政措置が行われてきたところですが、今後も合併特例債の活用状況やその他財政措置の動向等を勘案しながら必要な対応を検討するとともに、国に対し、地域の実情に応じた財政需要を地方財政計画に適切に反映するよう働きかけていきます。</p> <p>また、公共施設等適正管理推進事業についても、関係団体と連携し、期間の延長や財政措置の拡充を要望してきたところであり、今後とも、市町村の安定財源の確保に向け、国に対し必要な働きかけを行っていきます。（B）</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B：1</p>

	加への支援を講ずること					
8月3日	17 水田活用の直接支払交付金の予算確保について	<p>国では、令和4年12月に決定した食料安全保障強化政策大綱において、国産の麦や大豆のほか、飼料作物についても活用の拡大が期待されるとしております。</p> <p>当市ではその大綱を踏まえ、農業再生協議会において水田農業の推進方針を策定し、麦・大豆等への作付転換を進め、岩手県で設定した生産目安の範囲内で米の作付けを行うほか、転換作物の畑地化を推進していくとしております。</p> <p>このような作付転換が全国的に進む中、畑作物の本作化に向けた畑地化促進助成については、全国的に現計予算を大幅に上回る要望が寄せられていると聞き及んでおりますが、食料安全保障の確保に向けた地方の取組に、十分に定める状況にはなっておりません。</p> <p>畑地化促進助成は、食料自給率及び自給力の向上並びに飼料作物の生産性向上に大きく寄与することが期待されるものであることから、水田活用の直接支払交付金の予算の十分な確保について、国に対して働きかけていただきますよう要望いたします。</p>	<p>県では、国に対して、水田活用の直接支払交付金について、農業者が安心して転換作物の生産に取り組むことができるよう、恒久的な制度にするとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望しているところです。</p> <p>また、水田の畑地化を支援する畑地化促進事業について、高収益作物の定着化に有効であることから、交付単価を維持した上で、事業を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望しているところであり、引き続き様々な機会をとらえ、国に求めていきます。(B)</p>	県南広域振興局	農政部	B : 1
8月3日	18 農畜産物の生産コスト転	<p>肥料や飼料、原油などの農業用資機材の価格高騰が続いており、農畜産物の生産に影響が生じております。一方において、国際紛争や異常気象の影響により、世界的に食料調達</p>	<p>農畜産物は、都道府県を越え流通するとともに、全国的な需給に応じて価格が決定されることから、県では、国に対し、生産・流通コスト等を踏まえ、再生産に配慮し</p>	県南広域振興局	農政部	B : 1

	<p>嫁の仕組みづくりについて</p>	<p>競争が激化し、応じて農畜産物の国産化・産地化を求める声が大きくなっております。</p> <p>国では、令和4年12月に決定した食料安全保障強化政策大綱において、食料安全保障の強化を国家の喫緊かつ最重要課題に位置付けております。農畜産物の過度な輸入依存からの脱却に向けて、国内生産の増大を図るための構造転換と国内供給力の強化を実現するため、必要な対策に取り組むこととしております。</p> <p>しかしながら、デフレ下における価格抑制圧力に加え、コロナ禍における消費低迷に伴い、農畜産物の価格が長らく低迷し、現下の物価高騰によるコスト上昇分を十分に転嫁できておりません。農畜産物の価格低迷が農業経営を圧迫し、ひいては農畜産物の生産に支障を生じるおそれがあります。</p> <p>つきましては、持続可能な農業により国内自給率及び自給力の向上を図り、食料安全保障を確立するため、農畜産物の生産コストの流通及び販売価格への転嫁と適正な価格形成に向けた仕組みづくりの構築について、国に対して早期に働きかけていただきますようお願いいたします。</p>	<p>た、適正な価格形成・取引を推進するための全国的な仕組みを、早期に構築するよう要望したところであり、引き続き、国の動向を注視しつつ、必要に応じて、提言・要望を検討していきます。(B)</p>			
<p>8月3日</p>	<p>19 校舎改築に係る国庫補助の新設等について</p>	<p>当市では建築後50年を経過する学校施設が多数あり、設備の老朽化も著しいことから改築を検討しているところですが、過去に耐震補強工事を行ったことにより、国の交付金のメニューのひとつである危険改築等の要件に該当せず、学校統合や教室不足の解消も伴わないことから、負担金の要件も満たさないものとなっております。</p>	<p>学校施設の多くは、児童生徒数の急増期に整備されており、老朽化が進む中で改築・改修の時期を迎え、施設整備の需要が増大しています。地域の実情等を踏まえつつ、安全を確保し、質の高い教育活動を支えられるよう、必要な財源の確保は引き続き重要な課題となっています。</p> <p>このような状況を踏まえ、令和5年度公</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>県南教育事務所</p>	<p>A: 1</p>

		<p>また、当該校舎は古い規格で建築されていたり、増築を重ねたことによる歪な建物配置となっていることから、長寿命化改良にも適さず、抜本的な改築工事が必要となっております。</p> <p>国の方針が、改築から長寿命化へシフトしてきていることについては理解するところですが、長寿命化改良に適さない学校施設の改築には、自治体の財政負担が非常に大きいことから、国庫補助の新設又は要件の見直しについて、国に対して働きかけていただきますよう要望いたします。</p>	<p>立学校施設整備に関する予算について、全国施設主管課長協議会及び全国公立学校施設整備期成会を通じて、国に対し要望しているところであり、今後とも全国の都道府県と連携し国に要望するなど、様々な機会を捉えて働きかけを行っていきます。</p> <p>(A)</p>			
8月3日	20 情報システムの標準化に関する取組支援について	<p>当市では、令和3年5月に制定された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、令和7年度末までに、児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳等20業務について、情報システムの標準化に取り組んでいます。これに係る経費の概算見積は約6億円となっておりますが、標準準拠システムへの移行に要する経費に対する活用が可能であるデジタル基盤改革支援補助金の補助基準額は、人口数に基づき算定されることとなり、その上限額は1億3,630万円に過ぎず、市の財政負担がかなり大きくなるのが確実な状況となっております。</p> <p>法第11条において、「国は、地方公共団体情報システムの標準化のために必要な財政上の措置を講ずるよう努める」と規定されているところですが、奥州市のみならず、県内他市においても同様に財政負担が大きくなる見込みとなっております。</p> <p>つきましては、デジタル基盤改革支援補助</p>	<p>地方公共団体情報システムの標準化については、全ての地方自治体が情報システムの標準化を実現できるよう、国において的確な情報提供を行うとともに、各地方自治体の置かれた状況に応じたきめ細やかなフォローアップに努めることや、基幹系業務システムの変更により影響を受ける全てのシステムの改修等に対する財政支援を確実にを行うよう、引き続き本県政府予算要望及び全国知事会要望を通じ国に働きかけていきます。</p> <p>(B)</p>	県南広域振興局	経営企画部	B : 1

		金の補助基準額の見直しによる上限額の引き上げについて、国に対して働きかけていただきますよう要望いたします。				
8月3日	21 過疎地域に対する支援の継続について 1 過疎対策事業債ソフト分の配分額の増額、対象事業の拡充について国へ強く働きかけること	<p>令和3年4月1日に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により、当市では江刺及び衣川地域が一部過疎地域の指定を受けています。</p> <p>両地域においては、これまでも過疎対策事業債の活用等により、道路橋梁整備や小中学校校舎などの教育施設整備事業、公共交通の確保や観光施設整備等の事業を実施し、地域振興を図ってきたところですが、持続可能な地域の形成に向け、総合的かつ計画的な対策を実施するためには、ソフト事業の充実を図る必要があります。</p> <p>しかしながら、過疎対策事業債のうちソフト事業に係る配分額が十分ではなく、新たに事業を行うことはもとより、事業を継続して行うことが難しい状況にあります。加えて、衣川地域においては、合併から15年が経過し特例がなくなったことにより、配分額が令和3年度と比較して大幅に減額されています。</p> <p>また、地方税の課税免除等に伴う特別措置については、過疎地域への企業誘致、産業振興の促進に寄与する必要な支援ではありますが、令和6年度までの時限的な制度となっているところです。</p> <p>つきましては、今後も持続可能な地域の形成に向けて、総合的かつ計画的な対策を行うことができるよう、次のことに配慮いただくとともに、国に対して働きかけていただきま</p>	<p>県では、過疎地域の持続的な発展に向けた事業が円滑に実施できるよう、過疎対策事業債の増額やソフト分の限度額引き上げを始め、各種財政措置について全国過疎地域連盟を通じて要望を行ってきており、国の令和5年度地方債計画において、過疎対策事業債は、前年度比200億円増の5,400億円が計上されたところです。</p> <p>引き続き、各市町村の過疎対策事業債の要望状況等を踏まえながら、各市町村の取組が円滑に実施できるよう調整を図るとともに、全県の配分額の確保について、関係団体と連携し、国に必要な働きかけを行っていきます。(B)</p>	県南広域振興局	経営企画部	B:1

		<p>すよう要望いたします。</p> <p>1 過疎対策事業債ソフト分の配分額の増額、対象事業の拡充について国へ強く働きかけること。</p>				
8月3日	<p>21 過疎地域に対する支援の継続について</p> <p>2 過疎地域において必要な事業を円滑に実施できるよう、過疎対策事業債及び各種支援制度の維持・拡充を図ること</p>	<p>2 過疎地域において必要な事業を円滑に実施できるよう、過疎対策事業債及び各種支援制度の維持・拡充を図ること。</p>	<p>県では、過疎地域の持続的な発展に向けた事業が円滑に実施できるよう、過疎対策事業債の増額やソフト分の限度額上げを始め、各種財政措置について全国過疎地域連盟を通じて要望を行ってきており、国の令和5年度地方債計画において、過疎対策事業債は、前年度比200億円増の5,400億円が計上されたところです。</p> <p>引き続き、各市町村の過疎対策債の要望状況等を踏まえながら、各市町村の取組が円滑に実施できるよう調整を図るとともに、全県の配分額の確保について、関係団体と連携し、国に必要な働きかけを行っていきます。</p> <p>各種支援制度の維持・拡充については、これまで過疎地域持続的発展支援交付金などを活用し支援してきたところですが、今後においても市町村との連携を密にしながら、各市町村が地域の実情に応じた施策が講じられるよう、必要に応じて国に要望していきます。(B)</p>	県南広域振興局	経営企画部	B:1
8月3日	<p>21 過疎地域に対する支援の継続に</p>	<p>3 過疎対策事業への税制特例措置について、地方税の課税免除等に伴う交付税による減収補填措置の適用期間の延長を国へ働きかけること。</p>	<p>過疎対策としての地方税の課税免除については、過疎地域への企業の進出、既存中小企業の活性化等過疎地域の持続的発展に資する産業振興の促進に有効なものと考えられることから、関係団体と連携</p>	県南広域振興局	経営企画部	B:1

	<p>ついて</p> <p>3 過疎対策事業への税制特例措置について、地方税の課税免除等に伴う交付税による減収補填措置の適用の期間延長を国へ働きかけること</p>		<p>し、引き続き普通交付税による減収補填措置が行われるよう国に要望したところで す。(B)</p>			
8月3日	<p>22 介護保険制度の充実強化について</p> <p>1 財政基盤強化のための措置を講ず</p>	<p>介護保険財政は、65歳以上の第1号被保険者に対する要介護(要支援)認定者数の割合が増加していることに伴い、総費用が年々増大しております。当市における介護保険料基準額は、第8期介護保険事業計画期間(令和3年度から令和5年度)においては、第7期計画期間より約4パーセントの伸び率となっており、今後も保険料の上昇が見込まれるなど、厳しい状況にあります。</p> <p>また、介護事業所においては、慢性的な介護職員の不足、運転手や調理員など介護職以</p>	<p>介護保険制度については、政府予算提言・要望活動において、公費負担割合の見直しの検討など、地方公共団体等の負担軽減について継続して要望を行っているところです。</p> <p>国では、「第1号被保険者に占める後期高齢者の加入割合の違い」等保険者の責めによらない要因により生じる保険料の水準格差を全国ベースで平準化するための調整交付金について、激変緩和措置を設けつつ、平成30年度から交付金算定区分を</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>A:1</p>

	ること	<p>外の職種の人材不足が続いており、やむを得ず事業の休止や廃止をせざるを得ない深刻な事態が生じております。</p> <p>このことから、介護保険制度をより充実した内容で運用するため、次のことについて国に対して働きかけていただきますよう要望いたします。</p> <p>1 介護保険財政の健全な運営のため、公費負担の割合を見直しし、介護給付費及び地域支援事業費の国庫負担割合を引き上げるなど、財政基盤強化のための措置を講ずること。</p>	<p>細分化し、調整交付金による調整機能の強化を図っています。</p> <p>今後も、国に対し介護保険制度の円滑な運営のための制度改善等の必要な要望を行っていきます。(A)</p>			
8月3日	<p>22 介護保険制度の充実強化について</p> <p>2 介護職員及び介護職以外の職種の職員を含めた抜本的な処遇改善、人材の確保・定着のための対策</p>	<p>2 介護事業者が必要な人材を安定的に確保し、質の高い介護サービスを提供できるよう、介護職員及び介護職以外の職種の職員を含めた抜本的な処遇改善、人材の確保・定着のための対策及び支援を図ること。</p>	<p>高齢化の進展への対応や地域包括ケアのまちづくりを進めるにあたり、福祉・介護サービス基盤の整備や介護人材の確保は重要な課題であると認識しています。</p> <p>そのため、県では、介護人材の「参入の促進」、「労働環境・処遇の改善」及び「専門性の向上」の観点から、介護福祉士修学資金の貸付、求職者と求人側のマッチング支援、労働環境や処遇改善を促進するセミナーの開催、資格取得の支援やキャリアに応じた各種研修の実施などに取り組んでいるほか、介護の仕事に対する理解促進に資する事業への補助を行うなど、市町村や関係団体等の取組を支援しています。</p> <p>また、介護の現場では様々な職種の職員が従事し、利用者一人ひとりの状態に応じた介護サービスを提供していることから、介護人材の確保や介護サービスの質の向上に向け、適切な水準の介護報酬の設定や介護サービスの提供に関わる全ての従事</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	A : 1

	及び支援を図ること		者への処遇改善加算の適用対象拡大、処遇改善を継続する場合には利用者や地方の負担が伴わない適切な財政措置など、介護人材確保対策を一層拡充するよう引き続き国に要望していきます。(A)			
8月3日	23 一般国道4号水沢東バイパス等の整備促進について 1 一般国道4号水沢東バイパスの早期全線開通	<p>一般国道4号水沢東バイパスは、国道4号の慢性的な交通混雑の解消を図るとともに、東北縦貫自動車道や東北新幹線水沢江刺駅を結ぶアクセス道として極めて重要な路線として平成4年度の着工以来、国当局並びに関係各位の御理解、御尽力により着実に整備が進んでおり、平成17年度には国道397号までの延長4.6kmの区間が暫定供用され、令和元年度にはマイアネタウンまでの2.3kmが新たに供用開始となり、また、全線開通の見通しが令和7年度と公表され、関係各位に心より感謝申し上げます。</p> <p>しかしながら、水沢東バイパスが全線開通されていない現状では、現道の国道4号の中心市街地で慢性的な渋滞が発生しており、また、水沢東バイパスが接続する市道への流入交通量の増加により、沿線では住民や通学児童・生徒の安全な通行に支障を来している現状にあり、地区住民からは対策を求める声が強くなっております。</p> <p>つきましては、地域の連携・交流の促進並びに周辺地域経済の活性化、さらに地域住民が安心・安全に暮らすことができる道路環境整備を図るため、国道4号水沢東バイパス全線開通をはじめ、次の事業の促進について、国に対して働きかけていただきますよう要望いたします。</p>	<p>一般国道4号の水沢東バイパスについては、令和元年度までに姉体地区から北側の6.9kmが部分供用しています。</p> <p>令和5年度は、真城地区の用地取得及び水沢姉体地区の改良工、跨線橋下部工を進めると国から聞いており、県としては、事業促進が図られるよう、今後も国へ働きかけていきます。(B)</p>	県南広域振興局	土木部	B：1

		1 一般国道4号 水沢東バイパスの早期全線開通				
8月3日	23 一般国道4号 水沢東バイパス等の整備促進について 2 一般国道4号 奥州市区間全線の4車線化の促進 (1) 金ヶ崎大橋～水沢東バイパス(北口)	2 一般国道4号 奥州市区間全線の4車線化の促進 (1) 金ヶ崎大橋～水沢東バイパス(北口)	県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活を支える道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しています。このため、令和6年度政府予算提言・要望において、金ヶ崎大橋～水沢東バイパス(北口)を含む一般国道4号の4車線化について国に要望したところであり、今後も国へ働きかけていきます。(B)	県南広域振興局	土木部	B:1
8月3日	23 一般国道4号 水沢東バイパス等の整備促進について 2 一般国	2 一般国道4号 奥州市区間全線の4車線化の促進 (2) 水沢東バイパス(南口)～前沢竹沢交差点	県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活を支える道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しています。このため、令和6年度政府予算提言・要望において、水沢東バイパス南口から前沢竹沢交差点間を含む一般国道4号の4車線化について国に要望したところであり、今後も国へ働きかけていきます。(B)	県南広域振興局	土木部	B:1

	<p>道 4 号 奥州市 区間全 線の 4 車線化 の促進</p> <p>(2) 水沢 東バイ パス(南 口)～前 沢竹沢 交差点</p>					
8月3日	<p>23 一般 国道 4 号水沢 東バイ パス等 の整備 促進に ついて</p> <p>2 一般国 道 4 号 奥州市 区間全 線の 4 車線化 の促進</p> <p>(3) 前沢 向田交 差点～ 平泉前 沢イン</p>	<p>2 一般国道 4 号 奥州市区間全線の 4 車線 化の促進</p> <p>(3) 前沢向田交差点～平泉前沢インターチ ェンジ</p>	<p>県では、内陸部における物流の円滑化や 地域間の交流・連携を促進し、快適・安全 な生活を支える道路として、一般国道 4 号 の整備の重要性を認識しています。このた め、令和 6 年度政府予算提言・要望におい て、前沢向田交差点～平泉前沢インターチ ェンジ間を含む一般国道 4 号の 4 車線化 について国に要望したところであり、今後 も国へ働きかけていきます。(B)</p>	<p>県南広 域振興 局</p>	<p>土木部</p>	<p>B : 1</p>

	ター チェ ンジ					
8月3日	24 北上川における築堤等の整備促進について 1 北上川右岸水沢地区(小谷木橋上流5,200m)	<p>当市を縦断する一級河川北上川の無堤地区では、長雨や集中豪雨による濁流・水位上昇が発生した際、そのたびに人家や農地など生活基盤に甚大な被害をもたらしています。</p> <p>つきましては、築堤事業は莫大な経費と歳月を要する事業であります。地域住民の安全な生活環境整備のため、次の地域における築堤事業の促進について、国に対して働きかけていただきますよう要望いたします。</p> <p>1 北上川右岸水沢地区(小谷木橋上流5,200m)</p>	<p>無堤防区間が多い北上川中流部(紫波町～奥州市)においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水等の甚大な被害を受けています。</p> <p>国では、北上川中流部治水対策事業として、家屋浸水被害が発生した無堤地区等の整備を重点的に実施しており、「水沢地区」については、洪水被害の状況、今後の土地利用状況や他地区の整備状況、流域治水の方向性などを総合的に勘案しつつ、検討していくと聞いています。</p> <p>北上川の治水対策は、県としても重要な課題であり、整備促進に向け国に働きかけていきます。(B)</p>	県南広域振興局	土木部	B:1
8月3日	24 北上川における築堤等の整備促進について 2 北上川左岸水沢黒石町地内鶴城・大久保地区(藤橋上下流2,600m)	<p>2 北上川左岸水沢黒石町地内鶴城・大久保地区(藤橋上下流2,600m)</p>	<p>無堤防区間が多い北上川中流部(紫波町～奥州市)においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水等の甚大な被害を受けています。</p> <p>国では、北上川中流部治水対策事業として、家屋浸水被害が発生した無堤地区等の整備を重点的に実施しており、「鶴城・大久保地区」については、堤防と道路が一体となる兼用堤区間も含め、県の道路関係部局と協議・調整を図り、引き続き、事業着手に向けて検討していくと聞いています。</p> <p>北上川の治水対策は、県としても重要な課題であり、整備促進に向け国に働きかけていきます。(B)</p>	県南広域振興局	土木部	B:1

	m)					
8月3日	24 北上川における築堤等の整備促進について 3 北上川右岸前沢鵜ノ木地区の国指定史跡の保護に配慮した築堤	3 北上川右岸前沢鵜ノ木地区の国指定史跡の保護に配慮した築堤	無堤防区間が多い北上川中流部（紫波町～奥州市）においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水等の甚大な被害を受けています。 国では、北上川中流部治水対策事業として、家屋浸水被害が発生した無堤地区等の整備を重点的に実施しており、「鵜ノ木地区」については、世界遺産の追加登録予定地のため、引き続き奥州市、文化財担当部局と協議・調整を図り、検討していくと聞いています。 北上川の治水対策は、県としても重要な課題であり、整備促進に向け国に働きかけていきます。(B)	県南広域振興局	土木部	B:1
8月3日	24 北上川における築堤等の整備促進について 4 北上川左岸前沢赤生津地区	4 北上川左岸前沢赤生津地区	赤生津地区について、国では、農地の冠水頻度を下げるため、赤生津橋下流において、河道掘削及び掘削土を利用した管理用通路の盛土を実施していくと聞いています。 北上川の治水対策は、県としても重要な課題であり、整備促進に向け国に働きかけていきます。(B)	県南広域振興局	土木部	B:1
8月3日	24 北上川における築	5 姉体地区の堤防強化対策	姉体地区について、国では、補正予算も活用しながら堤防強化を実施しているところであり、今後も可能な限り必要となる	県南広域振興局	土木部	B:1

	堤等の整備促進について 5 姉体地区の堤防強化対策		予算を確保しつつ、堤防強化対策を進めていくと聞いています。 北上川の治水対策は、県としても重要な課題であり、整備促進に向け国に働きかけていきます。(B)			
8月3日	25 基盤整備事業の推進について	<p>基盤整備事業は、農業の持続的発展、農村の振興、食料の安定供給及び多面的機能の発揮を目的とし、整備を進めているところであります。</p> <p>現在、奥州市内において実施地区は26地区、調査計画地区7地区となっており、農業生産者の期待は非常に高いものとなっております。</p> <p>つきましては、昨年度と同様の予算の確保を要望いたします。</p> <p>また、農業振興に係る当該事業に必要な当初予算の十分な配分を、引き続き国に対して働きかけていただきますよう要望いたします。</p>	<p>国の農業農村整備事業関係予算については、令和6年度当初予算と令和5年度補正予算を合わせた実質的な執行予算として、対前年比102%の6,240億円が措置されています。</p> <p>一方、県の農業農村整備事業関係予算については、令和6年度当初予算と令和5年度補正予算を合わせた実質的な執行予算として、対前年比102%の209億円を確保しています。</p> <p>県では、国に対し、地域からの基盤整備要望が多い状況を踏まえ、令和6年度の農業農村整備事業関係予算の確保について、令和5年4月14日、6月14日、9月15日、令和6年1月30日に要望したところであり、今後も、必要な予算の確保に向け、引き続き国へ強く働きかけていきます。(B)</p>	県南広域振興局	農政部	B : 1
8月3日	26 テレビ共同受信施設組合への支援について	<p>2011年の地上デジタル放送への完全移行に伴い、新たな難視聴地域においてはテレビ共同受信施設組合の新設、既存の組合においては施設の改修が行われ、現在、市内で18のテレビ共同受信施設組合が運営されています。</p>	<p>共聴施設の維持管理及び老朽化対策は重要な課題であり、これまでも国に対し、維持管理及び老朽化に伴う更新に対する支援制度の創設等について要望しており、令和5年6月にも要望したところです。</p> <p>県の支援策としては、市町村が共聴施設</p>	県南広域振興局	経営企画部	B : 1

	<p>いて</p>	<p>当市のテレビ共同受信施設組合は、全体の3分の2以上が20世帯に満たない小規模な組合であり、近年さらに加入世帯数の減少が進んでいます。</p> <p>そのため、電気料や電柱共架料等の維持費用について、世帯当たりの負担が大きく、突発的な修理対応にも苦慮する中で、施設改修や大規模な修理の費用捻出が困難な状況にあります。</p> <p>また、ケーブルテレビの対象エリア拡大により、テレビ共同受信施設組合を解散してケーブルテレビへの切り替えを検討する場合においても、共架ケーブルの撤去等に要する多額の費用負担が障壁となっています。</p> <p>つきましては、テレビ共同受信施設組合の施設改修、大規模な修理及び施設撤去に係る費用の助成制度の創設について、国に対して働きかけていただきますよう要望いたします。</p>	<p>の改修や更新に対して補助を行う場合に、地域経営推進費による補助対象としています。</p> <p>なお、現在国においては、市町村が共聴施設の耐災害性強化に係る事業を実施する場合に必要な経費の一部を補助する事業(地域ケーブルネットワーク整備事業及び「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業)を実施しており、積極的な活用に向けて各市町村へ該当事業についての周知を行っているところです。</p> <p>今後も市町村と連携し、県内の共聴施設の実状把握に努めるとともに、引き続き国に対し支援制度の創設等について要望していきます。(B)</p>			
--	-----------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--